指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定事務処理要領

第１　趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第１項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定に関する事務処理については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 25 年岡山県規則第 27 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この事務処理要領に定めるところによる。

第２　新規指定

１　指定申請

政令第１条の２第３号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）を行う指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの申請は、本要領に定める様式の例により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。

なお、岡山市に所在地を有する病院又は診療所、薬局及び訪問看護事業所については、岡山市長の定めるところにより岡山市長に申請するものとする。

（１）病院又は診療所

ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第７号）

イ　主として担当する医師の医師免許証の写し

ウ　保険医療機関指定通知書の写し

エ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第３項で準用する同法第 36 条第３項各号（第１号から第３号まで及び第７号を除く）に該当しない旨の誓約書（様式第 19 号。以下「誓約書」という。）

（２）薬局

ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式第８号）

イ　薬局開設許可証の写し

ウ　保険薬局指定通知書の写し

エ　薬剤師免許証の写し

オ　誓約書

（３）指定訪問看護事業者等

ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書(指定訪問看護事業者等)（様式第９号）

イ　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）又は介護保険法（平成９年法律第 123 号）の規定による指定通知書の写し

ウ　誓約書

２　指定審査

指定審査は、次に掲げる事項を満たしているかどうかを審査する。

（１）指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える

医療機関又は事業所であること。
（２）患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
（３）病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。
ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていればよいものとする。
ア　当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
イ　保険医療機関における精神医療についての診療従事年数（てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む）が、医籍登録後通算して、３年以上あること。
（４）薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付ける保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。
（５）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

３　審査結果の通知

審査の結果、指定する場合は様式第１号により、指定しないこととする場合は様式第２号により、速やかに申請者へ通知する。指定の有効期間は６年間であり、６年毎に申請書類を提出し、更新を受ける必要がある。なお、指定する場合の指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

４　告示

指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したときは、次の事項を岡山県公報に告示する。
（１）指定自立支援医療機関（精神通院医療）名
（２）所在地
（３）指定年月日

第３　指定の変更

１　変更申請

法第 64 条の規定による変更の届出は、本要領に定める様式の例により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。
ただし、変更のあったもののみでよいものとする。
（１）病院又は診療所

ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届（病院又は診療所）（様式第10号）
イ　主として担当する医師の医師免許証の写し
ウ　誓約書

（２）薬局
ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届（薬局）（様式第11号）
イ　薬局開設許可証の写し
ウ　保険薬局指定通知書の写し
エ　薬剤師免許証の写し
オ　誓約書

（３）指定訪問看護事業者等
ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届（指定訪問看護事業者等）（様式第12号）
イ　誓約書

２　変更届出の審査

変更の届出は、第２の２に準じて審査する。

審査の結果不適当と認められる場合は、様式第３号により改善の指導を行うこととし、改善が不可能な場合には法第68条の規定による指定の取消しを検討する。

３　告示

変更した内容が、第２の４の各号に該当する場合には、第２の４に準じて岡山県公報に告示する。

第４　指定の更新

１　更新申請

法第 60 条第１項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの申請は、本要領に定める様式の例により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。

なお、当該更新申請書の提出の際、変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更届出を提出させることとする。

（１）病院又は診療所
ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式第13号）
イ　保険医療機関指定通知書の写し
ウ　誓約書

（２）薬局
ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（薬局）（様式第14号）
イ　保険薬局指定通知書の写し
ウ　誓約書

（３）指定訪問看護事業者等
ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第15号）
イ　介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による指定更新通知書の写し
ウ　誓約書

２　更新審査
　更新審査は、第２の２に準じて審査する。
　審査の結果不適当と認められる場合は、様式第６号により改善の指導を行うこととし、改善が不可能な場合には法第68条の規定による指定の取消しを検討する。

３　審査結果の通知
　審査の結果、更新する場合は様式第４号により、更新しないこととする場合は様式第５号により、速やかに更新申請者へ通知する。なお、更新する場合の更新年月日は、原則として前回指定又は更新の有効期間満了日の翌日とする。

４　告示
　指定の更新を行った場合には、第２の４に準じて岡山県公報に告示する。

第５　指定の辞退

１　指定の辞退の申出
　法第 65 条の規定による指定の辞退の申出は、本要領に定める様式の例により作成の上、岡山県知事あて提出させることとする。

（１）病院又は診療所
　ア　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退申出書（病院又は診療所）（様式第16号）
　イ　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退申出書（薬局）（様式第17号）
　ウ　指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退申出書（指定訪問看護事業者等）（様式第18号）

２　告示
　指定の辞退の申出があった場合は、第２の４に準じて岡山県公報に告示する。

第６　指定の取消し等

１　告示
　法第 68 条の規定により指定の取消し等を行った場合は、第２の４に準じて岡山県公報に告示する。

附則　本要領は、平成18年４月１日から適用する。

附則　本要領は、平成21年４月１日から適用する。

附則　本要領は、平成24年４月１日から適用する。

附則　本要領は、平成25年４月１日から適用する。

附則　本要領は、平成28年４月１日から適用する。

附則　本要領は、平成30年10月１日から適用する。

附則　本要領は、令和元年５月１日から適用する。

附則　本要領は、公布の日から適用する。
（経過措置）
　改正前の本要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。